

佐賀市鍋島町大字鍋島664番地1大木幸夫ほか14名から認可申請の鍋島本村土地改良区設立のことは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により適当と決定したので、同条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成26年7月23日までに佐賀県佐賀中部農林事務所(郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番1号)に提出してください。

平成26年6月10日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

土地改良区事業計画書及び定款の写し

2 縦覧の期間

平成26年6月10日から平成26年7月8日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所